

相続対策 ワンポイント・レッスン ～資産家の人は相続税割増コースがお好き？～ その8

シリーズで「相続対策 ワンポイント・レッスン」について、解説させていただきます。

第8回目のテーマは、「資産家の人は相続税割増コースがお好き？（配偶者が相続した宅地等から小規模宅地等の特例の選択）」について、解説します。

個人が、相続や遺贈によって取得した財産のうち、その相続開始の直前において被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等のうち一定のものがある場合には、その宅地等のうち一定の面積までの部分については、小規模宅地等の特例の適用を受けることができます。

配偶者が相続した宅地等から小規模宅地等の特例の適用を受ける場合で、配偶者が相続税の課税価格の法定相続分又は1億6千万円のうちいずれか多い金額を相続するときは、第一次相続における相続税額は変わりませんが、第二次相続を考慮すると、その相続税負担額は大きく変わることになります。

また、第一次相続において配偶者が相続税の課税価格の法定相続分に満たない金額の財産を相続することとなる場合には、第一次相続においては不利な結果を招くこととなります。

それ以外にも、以下のような設例では、配偶者が相続した宅地等から小規模宅地等の特例の適用を受けることは不利になります。

【設例】

1. 被相続人 父（令和6年3月死亡）
2. 相続人 母・長男（両親とは別生計）
3. 相続財産と遺産分割

（単位：万円）

	母	長男
A 居住用宅地等 (330 m ²)	3,300	—
B 駐車場 (200 m ²)	—	4,000
その他の財産	17,850	17,150

4. 相続税額等の計算

（単位：万円）

	A 居住用宅地等から小規模宅地等の特例を選択		B 駐車場から小規模宅地等の特例を選択	
	母	長男	母	長男
A 居住用宅地等	3,300	—	3,300	—
B 駐車場	—	4,000	—	4,000
小規模宅地等の特例	(※1) Δ2,640	—	—	(※2) Δ2,000
その他の財産	17,850	17,150	17,850	17,150
課税価格	18,510	21,150	21,150	19,150
相続税の総額	10,784		11,040	
算出税額	5,033	5,751	5,794	5,246
配偶者の税額軽減	Δ5,033	—	(※3) Δ5,520	—
納付相続税額	0	5,751	274	5,246
納付税額	5,751		5,520	

(※1) 3,300万円×80%=2,640万円

(※2) 4,000万円×50%=2,000万円

(※3) 11,040万円×1/2=5,520万円

小規模宅地等の特例選択においては、A 居住用宅地等から選択した方が「相続税の総額」は256万円減額されることとなります。

しかし、母が相続したA 居住用宅地等から小規模宅地等の特例を選択した場合には、小規模宅地等の特例による軽減額は、配偶者の税額軽減の計算において吸収されることとなることから、計算結果は逆に、長男が相続したB 駐車場から当該特例の選択をした方が納付税額は231万円少なくなります。

（文責： 山本和義）